

平成27年度第20回庁議 **審議**・報告・その他  
 提出日：平成28年1月25日  
 担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4214〕  
 健康部包括ケア推進室〔98-5518〕

<p>①件名</p> <p>奨学金返還支援事業の実施について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】        今後、人口減少が見込まれる中、本市の発展を維持していくためには、将来を担う人材を確保し、定住を促進していく必要がある。特に、本市において推進している地域包括ケアシステムに関連し、医療介護人材が不足している。        一方、若者が地元を離れる機会は、大学等への進学時と大学等を卒業し最初に就職する時点が多いとされている。この点、今般、大学等への進学に当たって奨学金を利用する人が増えている。</p> <p>【目的】        地域包括ケアを推進する上で不足している人材を本市への居住及び就労を条件に、奨学金返還額の一部を助成する仕組みを作ることにより、本市の必要とする人材を確保しつつ、若者の定住人口を拡大する。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】        なし</p> <p>【総合計画及び個別計画との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無          第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち            第2節 いきいきと働ける就業環境を創出する              細節1 多様なニーズに対応した就業支援を推進する</li> <li>・ 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略          基本目標2 人材を育成し安定した雇用を創出する</li> </ul>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成27年3月 復興戦略検討チームより提案</p>
<p>⑤主な内容</p> <p>1 事業期間        平成28年度～平成32年度</p> <p>2 助成方法        事業期間中毎年度、対象者からの助成金の交付の申請（4月又は10月（※1））及び実績報告（年度末）により助成する。（ただし、初年度については、交付の申請を6月又は10月とする）。</p> <p>3 対象者        以下の要件全てに当てはまる者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</li> <li>(2) 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、石巻市内の事業所（以下「市内事業所」という。）において上記(1)に掲げる資格に基づく業務に従事する者で、助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する者（公務員を除く。）</li> <li>(3) 上記(2)の期間中、石巻市に住民登録し、現に居住している者</li> <li>(4) 大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学し、在学している期間に奨学金等（※2）の貸与を受けた者</li> <li>(5) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を行っている者若しくは助成金の交付を申請する年度内に月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を開始する者</li> </ol>

- (6) 助成を申請する時点において、奨学金返還の延滞がない者
  - (7) 市税の滞納がない者
  - (8) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- 4 助成額及び助成期間  
一人につき、年額20万円を上限に、最長3年間助成する。

※1 交付申請の受付は、原則として毎年4月とするが、初回申請者に限り、10月にも受付。

※2 対象とする奨学金

石巻市奨学金、日本学生支援機構による奨学金、その他市長が認めた奨学金等

**⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

- (1) 市民への影響  
地域包括ケアの推進に寄与すると同時に、若者の定住が促進される。
- (2) 市行財政の効果  
年度別事業計画

（単位：千円）

計 画 額							
	人数	上 限	H28	H29	H30	H31	H32
H28 助成開始	60名	200	12,000	12,000	12,000		
H29 助成開始	60名	200		12,000	12,000	12,000	
H30 助成開始	60名	200			12,000	12,000	12,000
年度事業費計			12,000	24,000	36,000	24,000	12,000
助成人数合計			180名	計画額合計			100,800

**⑦他の自治体の政策との比較検討**

- ・ 奨学金の返還を支援する事業

自治体名	制度名称	特 色	助成内容
秋田県北秋田市	「北秋田市奨学金返還支援」制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度1年間の居住・就労が条件。</li> <li>・ 特定の国家資格取得者は、補助率が高くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大5年間、返還額の3分の1（特定の国家資格に基づき勤務する者は2分の1）。5年以内で転出の場合は返還。</li> </ul>
岐阜県白川町	「ふるさと定着促進補助」制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度の前年度中の居住が条件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大10年間、年間上限12万円。</li> </ul>
兵庫県加西市	「加西市UJIターン促進補助金交付」制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度の前年度中の居住が条件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間の制限なし。前年度返還額の3分の1。</li> </ul>

**⑧今後の予定及び施行予定年月日**

- ・ 平成28年1月 要綱制定
- ・ 平成28年4月 ホームページ及び市報により周知
- ・ 平成28年6月 助成金交付申請を受付開始

**⑨その他**